

未成年後見人候補者事情説明書 (未成年者氏名： 丙山 葉月)

- ※ 候補者の方が記載してください。
- ※ 候補者の方がいない場合には提出は不要です。
- ※ 記入式の質問には、自由に記載してください。選択式の質問には、該当する部分の□にチェックを付してください。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

候補者の氏名 丁 川 竹 子 (印)

候補者の住所

- 申立書の未成年後見人候補者欄記載のとおり
- 次のとおり

〒 _____ - _____

住所： _____

裁判所からの電話での連絡について

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 000 (0000) 0000
(携帯・ 自宅・ 勤務先)

- ・ 裁判所名で電話することに支障がありますか。 電話してもよい・ 支障がある
- ・ 裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

特になし

1 あなたの現在の生活状況、健康状態、経歴など（法人が候補者の場合には記載は不要です。）

(1) 職業

(職種： 無職 勤務先名： _____)

(2) あなたと同居している方を記載してください。

同居者なし

同居者あり ※ 同居している方の氏名・年齢・あなたとの続柄を記載してください。

(氏名： 丁川 松男 年齢： ○ あなたとの続柄： 夫)

(氏名： 丙山 文月 年齢： ○ あなたとの続柄： 孫)

(氏名： 丙山 葉月 年齢： ○ あなたとの続柄： 孫)

(氏名： _____ 年齢： _____ あなたとの続柄： _____)

(3) 収入等

収入（年収）(000万 円)

年金も収入として
記載してください。

3 あなたと未成年者との日常の交流状況（同居の有無，家計状況，交流の頻度）

- (1) 未成年者との関係 未成年者の親族(続柄：祖母) その他(_____)
- (2) 未成年者との同居の有無
未成年者と 同居している。(同居を開始した時期：令和〇年〇月～)
 同居していない。
 以前に同居したことがある。
⇒ 時期：(_____年____月頃から_____年____月頃まで)
- (3) 未成年者との家計の状況
現在，未成年者と 家計が同一である。 家計は別である。
- (4) ※ 未成年者と同居していない方のみ回答してください。
未成年者との交流の頻度 月に(____)回程度 2～3か月に1回程度
 半年に1回程度 年に1回程度
 ほとんど会っていない その他(_____)

4 あなたと未成年者との間で，金銭の貸借，担保提供，保証，立替えを行っている関係がありますか。

- ・ 金銭貸借 なし あり(具体的な金額，内容：_____)
- ・ 担保提供 なし あり(具体的な金額，内容：_____)
- ・ 保証 なし あり(具体的な金額，内容：_____)
- ・ 立替払 なし あり(具体的な金額，内容：_____)

※ あなたが立て替えた金銭が「あり」の場合，未成年者に返済を求める意思がありますか。
 返済を求める意思はない。 返済を求める意思がある。

※ 「あり」に該当する項目がある場合は，関係書類（借用書，担保権設定契約書，保証に関する書類，領収書，立替払を示す領収書・納納帳等）のコピーを添付してください。

5 あなたが未成年後見人候補者となった経緯や事情を記載してください。

私は，未成年者の母親が亡くなってから，未成年者と同居し，日頃の世話をしている。

また，私と未成年者の関係は良好であることから，私が未成年者の未成年後見人にふさわしいと考えている。

6 未成年後見人に選任された場合の後見事務の方針等

- (1) 未成年者の今後の暮らしについての予定を記載してください。
 未成年者は，当面は現在と同様に暮らしていく予定である。
 未成年者は，転居する予定がある。
⇒ 時期：(令和____年____月頃) 転居先：(_____)
- (2) 未成年者の今後の監護養育の方針や計画について，具体的に記載してください。

当面は，転居などの予定はなく，今までどおり生活していきたいと考えている。

未成年者は大学への進学を希望しているため，未成年者が相続する予定の財産や保険金から大学進学などの費用を捻出したいと考えている。

- (3) 今後、未成年者の財産を適正に管理していくための方法や計画について、具体的に記載してください。

未成年者の財産のうち、遺族年金以外のものは使わずに貯めておき、大学への進学等に利用したいと考えている。日頃の生活費や学費等は遺族年金や私と夫の年金から支出し、未成年者のアルバイト収入は未成年者に管理させたいと考えている。

7 未成年後見人の選任の手続

未成年後見人の選任の手続について、次のことを理解していますか。理解している事項の□にチェックを付してください。

- 家庭裁判所が、あなた以外の人を未成年後見人に選任する場合があること。
- あなたを未成年後見人に選任するとともに未成年後見監督人を選任する場合があること。
- 誰を未成年後見人に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服の申立てができないこと。

8 未成年後見人の役割及び責任

- (1) 家庭裁判所に備え付けているDVD、裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料をご覧になるなどして、未成年後見人の役割や責任を理解していますか。

- 理解している。
- 理解できないところがある。又は疑問点がある。
(理解できないところや疑問点について記載してください。)

-
- 理解できていない。
→ 家庭裁判所に備え付けているDVD、裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料などで、未成年後見人の役割や責任について説明していますので、そちらをご覧になってください。

- (2) あなたが未成年後見人に選任された場合には次のことに同意しますか。

- ア 親権者と同一の権利義務があることを踏まえ、未成年者の意思を尊重し、未成年者の心身の状態や生活状況に配慮すること。
- イ 未成年者の財産を未成年者以外の者のために利用しないこと。また、投資、投機等の運用をしたり、贈与、貸付をしたり、未成年者に借金や保証（抵当権の設定を含む。）等をさせることがないように誠実に管理すること。
- ウ 未成年者の収支状況を把握し、適切に管理すること。
- エ 家庭裁判所の指示に従い、書類の提出や定期的な報告を行うなど、未成年後見事務の監督を受けること。
- オ 未成年者が成人した際には、同人に管理してきた財産を引き渡すこと。
 - 全てに同意する。
 - 同意できない。又は疑問点がある。
(同意できない理由や疑問点について記載してください。)